

平成28年3月11日
内閣府（防災担当）

「平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成27年等に発生した災害について、局地激甚災害及びこれらに適用すべき措置を指定する等の2つの政令について、3月8日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

1 政令の概要

（1）平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令により、平成27年等に発生した災害（「梅雨前線（台風第9号、第11号及び第12号を含む）」及び「台風第18号等」によるものを除く。）について、局地激甚災害を指定するとともに、これに対し適用すべき措置を指定します。

（2）平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

平成27年に発生した梅雨前線（台風第9号、第11号及び第12号を含む）及び台風第18号等による災害については、全国を対象とする激甚災害に指定されているところですが、本政令により、それぞれの指定政令を改正し、公共土木施設の災害復旧事業等に関する特別措置が適用される市町村を追加指定します。

2 適用措置ごとの災害数と市町村数

上記2政令により、早期局激を含む平成27年等の局地激甚災害に対する主な措置等は、次のとおりとなります。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（激甚法第3条及び第4条）

対象災害数：8（地滑り3、豪雨・暴風雨3、風浪2）

対象市町村数：17市町村

査定事業費計：約79.5億円

(2) 農地等の災害復旧事業等に関する措置（激甚法第5条）

対象災害数：6（地滑り3、豪雨・暴風雨3）

対象市町村数：12市町村

査定事業費計：約11.1億円

(3) 小災害債に関する措置（激甚法第24条）

対象災害数：13（地滑り6、豪雨・暴風雨5、風浪2）

対象市町村数：28市町村

3 適用措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条及び第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地等は84%→93%に嵩上げ）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

公共土木施設や農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

4 スケジュール

3月 8日（火）閣議決定

3月11日（金）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部

代表：03-5253-2111（内線51382, 51383）

直通：03-3593-2847

平成27年等局地激甚災害及び適用措置

自然現象及び 災害期間	対 象 地 区					適 用 措 置		
	都道府 県名	郡名	市町村名			3条 4条	5条	24条
						公 共 土 木 施 設	農 地 等	小 災 害 債
平成24年7月12日から 平成27年9月25日までの地すべり	熊本県	球磨郡	くまぐん	五木村	いつきむら		○	○
平成25年9月18日から 平成27年2月12日までの地すべり	和歌山県	日高郡	ひだかぐん	みなべ町	みなべちょう	○		○
平成26年3月17日から 平成27年1月9日までの地すべり	愛媛県			西予市	せいよし	○		○
平成26年8月11日から 平成27年9月10日までの地すべり	高知県	長岡郡	ながおかぐん	大豊町	おおとよちょう	○		○
1月7日から同月9日までの風浪	北海道	利尻郡	りしりぐん	利尻富士町	りしりふじちょう	○		○
4月24日から7月27日までの地すべり	新潟県			糸魚川市	いといがわし		○	○
5月12日の暴風雨（台風第6号）	和歌山県	東牟婁郡	ひがしむろぐん	那智勝浦町	なちかつうらちょう		○	○
6月2日から7月26日までの 豪雨及び暴風雨（台風第9号、第11号及び 第12号） ※農地等（5条）は本激指定済み	奈良県	吉野郡	よしのぐん	黒滝村	くろたきむら	○	/	○
	高知県	安芸郡	あきぐん	安田町	やすだちょう	○	/	○
	高知県	安芸郡	あきぐん	馬路村	うまじむら	○	/	○
	熊本県	天草郡	あまくさぐん	苓北町	れいほくまち	◎	/	◎
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	椎葉村	しいばそん	○	/	○
	鹿児島県	鹿児島郡	かごしまぐん	十島村	としまむら	○	/	○
	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	宇検村	うけんそん	○	/	○
7月16日から11月30日までの地すべり	徳島県	名西郡	みょうざいぐん	神山町	かみやまちょう		○	○
8月24日から同月26日までの 暴風雨（台風第15号）	三重県	多気郡	たきぐん	大台町	おおだいちょう		◎	◎
	三重県	北牟婁郡	きたむろぐん	紀北町	きほくちょう		◎	◎
	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちょう		○	○
	高知県	高岡郡	たかおかぐん	梶原町	ゆすはらちょう		○	○
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	諸塚村	もろつかそん		○	○
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	椎葉村	しいばそん		○	○
	鹿児島県	鹿児島郡	かごしまぐん	三島村	みしまむら	○		○
9月7日から同月11日までの 暴風雨及び豪雨（台風第18号） ※農地等（5条）は本激指定済み	宮城県	伊具郡	いぐん	丸森町	まるもりまち	○	/	○
	福島県	南会津郡	みなみあいづぐん	南会津町	みなみあいづまち	◎	/	◎
	福島県	大沼郡	おおぬまぐん	昭和村	しょうわむら	◎	/	◎
	福島県	双葉郡	ふたばぐん	葛尾村	かつらおむら	○	/	○
9月23日及び同月24日の豪雨	高知県	安芸郡	あきぐん	北川村	きたがわむら		○	○
	高知県	高岡郡	たかおかぐん	佐川町	さかわちょう		○	○
10月2日及び同月3日の風浪	北海道	利尻郡	りしりぐん	利尻町	りしりちょう	○		○

※ 「◎」：早期局地激甚災害として指定済み 「/」：全国を対象とした激甚災害（本激）として指定済み

政令第六十三号

平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十五年九月十八日から平成二十七年二月十 二日までの間の地滑りによる災害で、和歌山県日 高郡みなべ町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

<p>平成二十六年三月十七日から平成二十七年一月九日までの間の地滑りによる災害で、愛媛県西予市の区域に係るもの</p>	<p>平成二十六年八月十一日から平成二十七年九月十日までの間の地滑りによる災害で、高知県長岡郡大豊町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年一月七日から同月九日までの間の風浪による災害で、北海道利尻郡利尻富士町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年十月二日及び同月三日の風浪による災害で、北海道利尻郡利尻町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十四年七月十二日から平成二十七年九月二十五日までの間の地滑りによる災害で、熊本県球</p>
				<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>

<p>磨郡五木村の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年四月二十四日から七月二十七日までの間の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年五月十二日の暴風雨による災害で、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年七月十六日から十一月三十日までの間の地滑りによる災害で、徳島県名西郡神山町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年九月二十三日及び同月二十四日の豪雨による災害で、高知県安芸郡北川村及び高岡郡佐川町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十七年八月二十四日から同月二十六日まで</p>
----------------------	---	--	--	--	-------------------------------

の間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの

イ 鹿児島県鹿児島郡三島村

ロ 三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町、高知県吾川郡仁淀川町及び高岡郡梶原町並びに宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村

法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一 平成二十七年五月十二日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十七年台風第六号によるものをいう。

二 平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十七年台風第十五号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2 平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百四十九号）は、廃止する。

政令第六十二号

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「熊本県天草郡苓北町」を「奈良県吉野郡黒滝村、高知県安芸郡安田町及び馬路村、熊本

県天草郡苓北町、宮崎県東臼杵郡椎葉村並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び大島郡宇検村」に改める。

(平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正)

第二条 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十七年政令第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村」を「宮城県伊具郡丸森町並びに福島県南会津郡南会津町、大沼郡昭和村及び双葉郡葛尾村」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</p>
<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに奈良県吉野郡黒滝村、高知県安芸郡安田町及び馬路村、熊本県天草郡苓北町、宮崎県東臼杵郡椎葉村並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び大島郡宇検村の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに熊本県天草郡苓北町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p>	<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第九号、同年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。</p>	<p>備考</p> <p>一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p> <p>二 上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第九号、同年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。</p>

○ 平成二十七年九月七日から同月十一日までの暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行					
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第十八号によるものをいう。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 208 1075 600"> <p>激 甚 災 害 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p> </td> <td data-bbox="874 600 1075 1077"> <p>適用すべき措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 宮城県伊具郡丸森町並びに福島県南会津郡南会津町、大沼郡昭和村及び双葉郡葛尾村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p> </td> </tr> </table>	<p>激 甚 災 害 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 宮城県伊具郡丸森町並びに福島県南会津郡南会津町、大沼郡昭和村及び双葉郡葛尾村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>	<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第十八号によるものをいう。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 1160 1075 1552"> <p>激 甚 災 害 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p> </td> <td data-bbox="874 1552 1075 2029"> <p>適用すべき措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p> </td> </tr> </table>	<p>激 甚 災 害 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>
<p>激 甚 災 害 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 宮城県伊具郡丸森町並びに福島県南会津郡南会津町、大沼郡昭和村及び双葉郡葛尾村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>						
<p>激 甚 災 害 平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置 イ 福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 ロ 茨城県常総市 法第十二条に規定する措置</p>						

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。